
2. オフィスビル周辺の受動喫煙防止対策について

～皆様のご協力をお願いいたします～

【健康課】

近年、当課へオフィスビル周辺の屋外喫煙で情報提供を頂くことが多くなっております。

具体的には「〇〇ビルに入っているテナントの従業員が屋外（ビル敷地内の喫煙場所、あるいは近隣駐車場等）で喫煙をしているので注意してほしい」という内容となります。

屋外の喫煙について、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例では規制の対象ではありませんが、健康増進法第27条で、「喫煙者の配慮義務」「灰皿設置者の配慮義務」として、望まない受動喫煙を生じさせることがないように配慮することが義務となっています。

◆企業様にお願いしたいこと

1. ビル敷地内の屋外に喫煙場所を定めている場合

管理者におかれましては、「望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう」配慮をお願いします。

(例)

- ・人数制限を決めて、貼り紙する
- ・喫煙できない時間帯を設ける（通行者が多い時間帯など）

2. テナントを含む従業員への周知

喫煙者一人ひとりに配慮義務が発生することを広く伝えたいため、ビル内へのポスター掲示やチラシ配布にご協力をお願いします。

既にオフィスビル内で啓発をされている企業様もあるかと思いますが、引き続き、望まない受動喫煙を生じないような環境づくりにご協力いただけると幸いです。よろしくをお願いいたします。

◆区啓発 HP :

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kenkou/kenkou-dukuri/kenkou-dukuri-judok/20220726164633.html>

◆都啓発 HP :

https://www.hokeniryol.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kitsuen/hairyo_gimu/index.html#sec03

◆問い合わせ先

品川区健康推進部健康課受動喫煙対策・公害保健係 原田・上垣内（うえがいと）

Tel : 03-5742-7136

Mail : kenko-kogai@city.shinagawa.tokyo.jp

令和8年1月26日(月)、品川区役所第三庁舎6階講堂で

「令和7年度 品川区帰宅困難者・徒歩帰宅者支援に関する連絡会」を開催し、各協議会の会員など、約100名の方々が参加しました。

当日は、早稲田大学講師の寅屋敷 哲也氏が、「帰宅困難者対策の進展に向けた留意点」をテーマとした講演を実施しました。

また、事務局が、令和7年度の区内における帰宅困難者・徒歩帰宅者支援対策協議会の活動に関する報告を行いました。

当日の様子については、インスタグラムの品川区公式アカウントで紹介しております。ぜひご覧ください。

◆問い合わせ先

品川区防災まちづくり部防災課避難体制係 高野

Tel : 03-5742-6941

Mail : bosai-hinan@city.shinagawa.tokyo.jp

4. 3月は自殺対策強化月間です。～話せる場所がここにあります～ 【保健予防課】

3月は、自殺対策基本法に基づく「自殺対策強化月間」です。

品川区では、東京都の取り組みとも連携し、この期間にあわせて自殺対策の普及啓発を重点的に実施しています。

ホームページにて、相談窓口紹介、品川区の取り組み等を公開中です。

URL :

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kenkou/kenkou-byouki/20210205155423.html>

◆普及啓発ご協力についてのお願い

品川区では毎年50～60人前後の方が自ら命を絶っており、深刻な状況が続いています。自殺の多くは「追い込まれた末の死」であり、その背景には精神保健上の問題だけでなく、経済や生活問題、家庭問題、勤務問題、学校問題などさまざまな社会的要因があります。区の自殺対策をご理解いただき、啓発へご協力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

①「品川区こころの健康づくりメールマガジン」登録について

企業および従業員の方のこころの健康にお役立ていただける、自殺予防に関わる国や都、区の情報等を記載した

「品川区こころの健康づくりメールマガジン」を発信しています。(不定期)

②ポスター貼付・相談先カード設置の協力について

自殺対策強化月間(9月・3月)に合わせて、ポスターを作成し、悩みを抱えた人が自分の心の問題に気づき、相談機関に相談するきっかけとなるよう、啓発活動を行っています。ぜひポスター等の設置にご協力ください。

メールマガジン登録のご希望、ポスター等設置にご協力いただける場合は、以下の品川区電子申請サービスからご登録ください。

https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3922

◆問い合わせ先

品川区保健所保健予防課　こころの健康推進担当　（担当：山崎・井上）

TEL：03-5742-7847　FAX：03-5742-6013

Mail：hcyobou-kokoro@city.shinagawa.tokyo.jp



最後までお読みいただきありがとうございました。

皆様の企業活動の参考になりましたでしょうか？

この度、しながわCSR推進協議会は、令和8年3月31日をもちまして解散することとなりました。

これに伴い、本メールマガジンの配信も今号をもって終了とさせていただきます。

これまで長きにわたり本メールマガジンをご愛読いただき、誠にありがとうございました。

協議会は解散となりますが、区は企業の皆様の活動をこれからも支援してまいります。

活動に関してお困りのことがありましたら、品川区役所総務課までお気軽に

ご相談ください。

今後とも、区内の社会貢献活動がより一層広がっていくよう、皆さまの温かいご理解とご協力をお願い申し上げます。



【発行】しながわCSR推進協議会　事務局

品川区区長室総務課総務係

〒140-8715　品川区広町2-1-36

TEL　03-5742-6625　s-somu.shinagawa-csr@city.shinagawa.tokyo.jp